

意見書（案）第31号

盛土に関する厳格な法令整備を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	前 田 ま い
賛成者	〃	大 城 美 幸
〃	〃	紫 野 あすか
〃	〃	栗 原 けんじ

盛土に関する厳格な法令整備を求める意見書

2021年7月に起きた静岡県熱海市伊豆山地区での甚大な土砂災害の原因は、上流域における盛土及び残土の処分行為等の関連が指摘されており、違法な盛土を造成し、安全に管理しなかった「人災」とも言われている。原因の徹底解明と責任の明確化に加え、再発防止のための行政の対応も検証されなければならない。2018年北海道胆振東部地震で広範囲かつ大規模な土砂崩れが発生したことは記憶に新しく、大雨だけではなく地震による盛土を原因とする土砂災害は大きなリスクとなっている。また近年、違法な盛土が急増し、地域住民は災害の発生につながらないか強い危惧を抱いている。条例を整備し違法な盛土に係る悪質業者に厳しく対峙している自治体もあるが、条例違反は後を絶たず、残土を排出する建設業者や運搬する業者を処罰できない問題もあり、実効性が伴うものとなっていない。

国は、大規模盛土造成地の安全性の把握を進める第1段階として、地方公共団体へ大規模盛土造成地マップを公表するよう取組を進め、全国に5万1,306か所の大規模盛土造成地の存在が明らかになっている。

国土交通省によれば、建設残土は年間約2億9,000万立方メートル（東京ドーム約230杯分）に達している。今後も大規模開発などによる膨大な残土処理が想定される。

よって、本市議会は、政府に対し、残土処分等に際して発生者責任を明確化し、中止・原状回復命令等の処分の実効性を担保するほか、残土の発生から搬出・処理に至る流れを管理するための必要な事項を含む法律の整備を速やかに進めるよう強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち